

【労働局では積極的な不正受給調査を行っています】

労働局では、雇用保険法等の関係法令に則り、予告なしの調査を積極的に実施しています。

雇用関係助成金を受給（又は申請）した事業主の皆さまにおかれましては、調査へのご協力と適正な受給（又は申請）であったかの自主点検をお願いいたします。

万一、自主点検の中で不正もしくは不適正な受給（又は申請）があった際は、速やかに下記の連絡先までご連絡ください。

また、従業員等の方で勤めている（又は勤めていた）事業所が不正受給をしている（又はしていた）等の情報をお持ちの方は、下記の連絡先まで情報提供をお願いいたします。

【自主申告・不正受給情報提供連絡先】
栃木労働局職業安定部職業対策課分室
TEL：028-614-2263

助成金事務センター

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金を受給（又は申請）した事業主の皆さまへ

雇用調整助成金 不正・不適正に 受給していませんか
労働局は積極的な調査を行っています

受給した助成金*について、自ら調査を行い、不正・不適正の場合は、自主申告をしてください！
こんなことはありませんか？

- 休業として申請したが、実際には出勤している社員がいた
- 雇用関係のない者を含めて申請している
- 申請内容に誤りがあったが、そのままにしている
- 支給申請は従業員や知人に任せているから安心だ

会社の代表の皆さま、こんな風に考えていたら要注意！

- 自分は実態を把握していないが、休業を指示しただけで問題はない
- 実務を把握している社員に任せているから大丈夫
- 申請は、助成金をよく知る代理人に任せているから問題ない

！ 代表者が意図的かどうかにかかわらず、自主申告のない場合、不正に受給した会社（事業主）は公表されます！

本来もらうことのできない助成金は、不正受給・不適正な受給にかかわらず、原則として会社（事業主）へ返還を求めます。

代表者が知らなかったとしても、調査の結果、不正受給と判断されることもあります。

不正受給に該当する場合、労働局ホームページに「事業主名及び代表者名」などが公表されます。

※ 申請を行った場合（まだ受給していない場合）も含まれます。

少しでも思い当たるところや不安があれば、裏面をチェック！

厚生労働省
厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク LL051010全01

不正・不適正な助成金であれば自主申告してください

！ 自主申告ではない不正受給事案については、**例外なく** 事業主名を公表します*

※ 支給決定取消等を行った額が100万円未満を除く。

労働局が調査を行う前に、自己申告をする必要があります。

- 「調査が来るまで黙っておこう」
- 「不適正のうち一部だけ自主申告しておこう」は通用しません。

労働局は予告なしの調査を積極的に実施しています。また、自主申告を踏まえた調査も行います。

自主申告について 自主申告した場合はどうなる？

仮に、不正受給に該当した場合であっても、**受給した金額＋違約金＋延滞金**を迅速に返還していただければ、**事業主名の公表を原則として行いません***。ただし、公表されないからといって、**安易に不正受給することは許されません。**

※ 調査に非協力的であるなどの場合、自主申告とは認められませんので、自主申告後も調査にご協力ください。また、特に重大又は悪質の場合は非公表の対象から除きます。

※ なお、返還できないため、公表となる場合であっても「自主申告したこと」を公表する際に記載します。また、金額の返還・納付後は労働局ホームページから削除することが可能です。

自主申告の方法

- 不正・不適正にかかわらず、速やかに申請した都道府県労働局にその旨をご連絡ください。
- 要件に合致しないことがわかる書類を労働局に提出してください。
- 「全体は調査中だが、一部で不適正な部分が見つかり、まずは自主申告したい」という場合は、調査中であることも含めて申告をしてください。

書類保存について

雇用調整助成金等を申請した事業主は、提出又は提示した書類の写しその他支給要領に規定する各種書類を、支給決定日の翌日から起算して5年間保存する必要があります。当該書類を保存していない場合も、（不正受給ではなくとも、）不適正に該当する可能性があるため、ご確認の上、申請労働局にその旨をご連絡ください。

不正受給を行った事業主等

(問い合わせ先)

栃木労働局職業安定部職業対策課分室
助成金事務センター
電話 028-614-2263

【最新公表日】令和8年3月19日

※「返還状況」欄は最新公表日時点の情報を掲載。

公表日	名称	代表者氏名	不正受給に関与した 役員等の氏名	事業概要	不正受給に係る 事業所の名称	所在地	助成金の名称	不支給決定日又は 支給を取り消した日	不正受給を理由とする 返還を命じた額 (※支給決定取消額)	返還状況	事業主等が行った 不正の行為の内容
令和8年3月19日	三四四株式会社	佐々木 里織	佐々木 里織 田尻 民夫	委託給食業 弁当仕出	三四四株式会社	栃木県矢板市 木幡2570-9	①雇用調整助成金 ②緊急雇用安定助成金	令和7年12月25日	①10,791,750円 ②3,654,000円	全額未返還	一部の対象労働者について、 雇用していないにもかかわらず 雇用したとし、併せて、休業 手当を支払っていないにもか かわらず支払ったとし、また実 際の支給額よりも過大に支 払ったとする虚偽の申請書類 を作成し、当該助成金を不正 に受給したものの。
令和8年3月19日	株式会社ジュピア	高久 恵美	高久 恵美	飲食店・ 結婚式場の 経営	株式会社ジュピア	栃木県那須郡那須町 寺子乙3933-9	雇用調整助成金	令和7年12月11日	37,776,108円	一部返還済	支給申請を行った一部の対象 労働者について、休業してい ないにもかかわらず休業した とする虚偽の申請書類を作成 し、当該助成金を不正に受給 したものの。
令和8年3月19日	株式会社マルイワ技建	岩崎 俊彦	岩崎 俊彦	建築工事業	株式会社マルイワ技建	栃木県足利市 新宿町1130-3	雇用調整助成金	令和7年11月26日	20,202,905円	全額返還済	支給申請を行った一部の対象 労働者について、休業してい ないにもかかわらず休業した とする虚偽の申請書類を作成 し、当該助成金を不正に受給 したものの。
令和8年3月19日	有限会社チロリン村	山本 仁一郎	山本 仁一郎	飲食業 食品の販売	有限会社チロリン村	栃木県日光市 所野1535-4	雇用調整助成金	令和7年11月26日	21,764,556円	一部返還済	支給申請を行った一部の対象 労働者について、休業してい ないにもかかわらず休業した とする虚偽の申請書類を作成 し、当該助成金を不正に受給 したものの。